

都道府県	市区町村名	1. 就学援助制度の周知方法														
		(1) 就学援助制度の周知方法(あてはまるもの全てに○)									(2) ケの内容	(3) 就学援助(要保護・標準保護)の申請期間(あてはまるもの全てに○)				(4) エの内容・補足事項
		ア. 教育委員会のウェブサイトに制度を掲載	イ. 自治体の広報誌等に制度を記載	ウ. 就学案内の書類に記載又は就学案内の書類とともに配布	エ. 就学時健康診断の際に学校で就学援助制度の書類を配布	オ. 学校の入学説明会で就学援助制度の書類を配布	カ. 入学時に学校で就学援助制度の書類を配布	キ. 毎年度の進級時に学校で就学援助制度の書類を配布	ク. 民生委員やスクールソーシャルワーカー等から案内を配布	ケ. その他 →(2)		ア. 申請締切を設定し、期間内の申請のみ受け付け	イ. 随時申請を受け付けており、年度当初分から援助	ウ. 随時申請を受け付けており、締切を過ぎた申請の場合は申請月や認定月以降分から援助	エ. その他 →(4)	
25	25	24	12	7	12	18	9	18	3	6	6	0	0	25	0	0
栃木県	宇都宮市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	学校から保護者宛にメール配信を行っている。				
栃木県	足利市	○	○	○	○	○	○	○						○		
栃木県	栃木市	○	○		○	○		○						○		
栃木県	佐野市	○	○		○			○						○		
栃木県	鹿沼市	○	○			○								○		
栃木県	日光市	○	○		○	○	○	○						○		
栃木県	小山市	○					○	○						○		
栃木県	真岡市	○		○		○		○						○		
栃木県	大田原市	○				○	○	○						○		
栃木県	矢板市	○	○		○	○	○	○						○		
栃木県	那須塩原市	○	○	○		○			○					○		
栃木県	さくら市	○	○		○	○								○		
栃木県	那須烏山市	○				○	○	○						○		
栃木県	下野市	○	○		○					○	ひとり親世帯への制度案内パンフレットを配布している。					
栃木県	上三川町	○		○	○		○	○						○		
栃木県	益子町		○			○				○	町ホームページに制度を掲載					
栃木県	茂木町	○				○								○		
栃木県	市貝町	○				○								○		
栃木県	芳賀町	○				○		○						○		
栃木県	壬生町	○	○					○						○		
栃木県	野木町	○			○	○		○		○	年度末に在校生に対し、案内チラシを配布。					
栃木県	塩谷町	○		○	○	○		○		○	小学6年生に就学援助制度の書類を配付					
栃木県	高根沢町	○			○			○		○	転入学時に就学援助制度の書類を配布					
栃木県	那須町	○		○		○		○						○		
栃木県	那珂川町	○				○	○	○						○		

都道府県	市区町村名	3. 新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた家計急変世帯の認定について(準要保護)							4. 就学援助制度の根拠規定・認定基準について																	(4) ソ、タ又は子 を回答した場合、生活保護基準額等に掛ける係数(倍率)	(5) ツを回答した場合、市区町村民税課税最低限度額に掛ける係数(倍率)	(6) テの内容	(7) 補足事項				
		(1) 当てはまるもの1つに○							(3) 令和3年度当初における準要保護の認定基準(該当するもの全てに○)																								
		ア. 従前より家計急変世帯の認定を行っており、その際と同様の基準により認定	イ. 新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえて、新たに認定基準を整理し、その基準により認定	ウ. 相談があった場合、事例に応じて個別に対応	エ. 新たに認定基準を整理し、その基準により認定	オ. その他	ア. 生活保護法に基づく保護の停止または廃止	イ. 市区町村民税の非課税	ウ. 市区町村民税の減免	エ. 国民年金保険料の免除	オ. 国民健康保険料の減免または徴収の猶予	カ. 児童扶養手当の支給	キ. 保護者が職業安定所登録日雇労働者	ク. P・T・A会費、学級費等学校納付金の減免が行われている者	ケ. 個人の事業税の減免	コ. 固定資産税の減免	サ. 学校納付金の納付状態の悪い者、昼食、被服等が足りない者、通学用品等に不自由している者等保護者がきわめて悪いと認められるもの	シ. 経済的理由による欠席日数が多い者	ス. 保護者の職業が不安定で、生活状態が悪いと認められる者	セ. 生活福祉資金による貸付け	ソ. 生活保護の基準額に一定の係数を掛けたもの(生活保護の基準額が変わると自動的に要件が変わるもの)(例:生活保護の1.3倍、1.5倍等)(係数(倍率)を(4)に記入してください。)	タ. 生活保護の基準額に一定の係数を掛けたもの(生活保護の基準額を参照して額を定めているもの)(例:生活保護の1.3倍(394万円)、1.5倍(455万円)等)一係数(倍率)を(4)に記入。	チ. 特別支援教育就学奨励費の需要額測定に用いる保護基準額。又は同基準額に一定の係数を掛けたもの(例:課税最低限度額の1.0倍、1.5倍等)一係数(倍率)および目安額を(5)に記入	ツ. 市区町村民税(所得割又は均等割)課税最低限度額に一定の係数を掛けたもの(例:課税最低限度額の1.0倍、1.5倍等)一係数(倍率)および目安額を(5)に記入	テ. その他								
25	25	7	3	12	2	1	1	21	19	18	18	18	20	11	9	16	17	9	7	12	12	8	5	8	0	6	21	0	6	2			
栃木県	宇都宮市	○						○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	1.3		
栃木県	足利市	○						○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	1.1	平成25年8月の生活保護の基準額の1.1倍を掛けたもの	
栃木県	栃木市					○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	1.2	コロナの影響によって、国民年金関係の減免や生活福祉資金の貸し付け状況など、その該当状況が本市の就学援助の認定要件に該当する場合、対応。	
栃木県	佐野市			○				○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	1.2		
栃木県	鹿沼市		○																												1.3		
栃木県	日光市	○						○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	1.5		
栃木県	小山市	○						○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	1.2	その他、災害、失業等で特に学校長が認定を必要と認める場合で、教育委員会が認める事由がある者であること。	
栃木県	真岡市		○																												1.2		
栃木県	大田原市				○																										1.2		
栃木県	矢板市		○					○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		1	
栃木県	那須塩原市	○						○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	1.3	・失業、離婚、世帯主の失踪、事故、災害等を証明する書類を添付し申請した者で、申請月の前3箇月の平均の収入金額に12を乗じて得た額を給与所得の源泉徴収税額の付表を用いて所得に換算した場合に、その額が所得基準額未満の保護者 ・その他那須塩原市教育委員会が必要と認めた	
栃木県	さくら市			○				○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		1.3	
栃木県	那須烏山市			○				○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		1.2	
栃木県	下野市			○				○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
栃木県	上三川町			○																											1.2		
栃木県	益子町	○						○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		1.1	
栃木県	茂木町			○				○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		1.3	上記の認定基準等に該当しない場合でも、個々の家庭状況や学校長・民生委員等の所見から、経済的な理由により就学が困難と認められる場合
栃木県	市貝町			○				○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
栃木県	芳賀町			○				○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		1.2	
栃木県	壬生町	○						○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		1	
栃木県	野木町			○				○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		1.1	
栃木県	塩谷町			○				○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		1.3	要保護者に準ずる程度に困窮し、就学援助を要すると教育委員会が認めた者 世帯員の失業、失踪、離婚、傷病若しくは死亡又は災害等により急激に生活状態が悪化し、学用品費等の負担が困難と認められる者 民生委員の申請世帯への聞き取り調査
栃木県	高根沢町				○			○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		1.5	
栃木県	那須町			○				○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
栃木県	那珂川町			○				○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			その他、教育委員会が特に就学援助の必要があると認めるもの

都道府県	市区町村名	B. その他
		(1) 就学援助制度の運用や、経済的に困窮している児童生徒に対する取組・対応について、これまでの回答への補足
25	25	1
栃木県	宇都宮市	
栃木県	足利市	
栃木県	栃本市	
栃木県	佐野市	
栃木県	鹿沼市	
栃木県	日光市	2年度は単独事業として、コロナ禍の臨時休校中に要保護準要保護世帯に対し、食材(米)の配布を行った。
栃木県	小山市	
栃木県	真岡市	
栃木県	大田原市	
栃木県	矢板市	
栃木県	那須塩原市	
栃木県	さくら市	
栃木県	那須烏山市	
栃木県	下野市	
栃木県	上三川町	
栃木県	益子町	
栃木県	茂木町	
栃木県	市貝町	
栃木県	芳賀町	
栃木県	壬生町	
栃木県	野木町	
栃木県	塩谷町	
栃木県	高根沢町	
栃木県	那須町	
栃木県	那珂川町	